

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

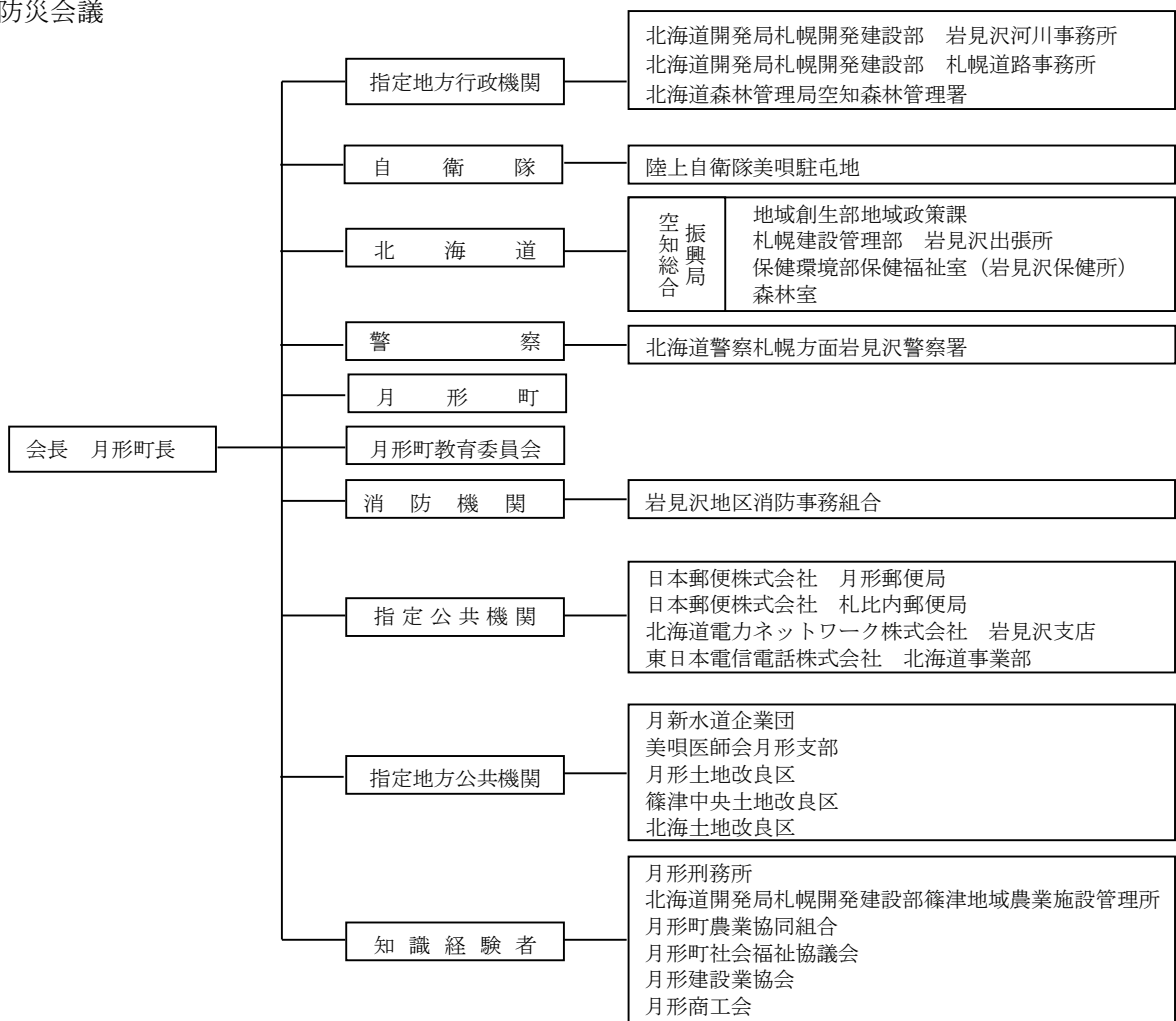
第1 町防災会議

町防災会議は、基本法第16条第6項に基づく条例により、その所掌事務及び組織が定められている。

町長を会長とし、同会議条例第3条第5項各号に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画の作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互の連絡調整を行う。

組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 町防災会議



2 運営

条例及び月形町防災会議運営規程（昭和62年月形町訓令第1号）の定めるところによる。

第2節 町の災害対策組織

第1 地域担当職員

月形町地域担当職員制度要領（平成17年月形町訓令第4号）第2条第1項に規定する職員（以下「地域担当職員」という。）は、同第2項に規定に基づき、日頃の地域担当活動を通じて担当地域の状況の把握に努めるとともに、行政区からの通報により異常・異変を確認した場合にはその内容を防災担当者に連絡するものとする。

第2 災害対策連絡会議

1 設置

町長は、災害対策本部の設置に至らない程度の災害・事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

連絡会議設置基準

| | | |
|---------|--|--|
| 風 水 害 | 大型台風の接近等で被害が予想されるとき 住家の床上浸水や農地の浸水、全半壊の被害が発生したとき 交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき | |
| 地 震 災 害 | 町内において震度4以上の地震が発生したとき | |
| 雪 害 | 暴風雪・降雪により交通まひ等の事態が発生し、応急対策が必要なとき 暴風雪・降雪により局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 観測地点において、24時間内の積雪深が200cmを超え、通常の除雪体制が確保できなくなるおそれがあるとき | |
| 大 事 故 等 | 道 路 災 害 | 人命の救助救出及び被害者対策等が局地的に必要なとき 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、局地的に対策が必要なとき |
| | 危険物等災害 | 家屋や施設及び人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき |
| | 大規模火災 | 家屋や施設及び人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき |
| | 林野火災 | 消火活動の難航が予想されるとき 家屋や施設及び人的被害が局地的に発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき |

2 組織

連絡会議の組織は、副町長、教育長、総務課長、企画振興課長、住民課長、保健福祉課長、農林建設課長、教育次長、消防支署長、その他町長が指名する職員とする。

- (1) 連絡会議の事務分掌は、災害対策本部が設置された場合に準ずる。
- (2) 連絡会議の庶務は、総務課において処理するものとする。

4 廃止

町長は、災害の発生のおそれがなくなったとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害対策本部が設置されたときに、連絡会議を廃止する。

第3章 防災組織

第3 災害対策本部

1 設置

災害対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めたときに設置する。

災害対策本部設置基準

| | | |
|-------|--|--|
| 風水害 | 大型台風の接近等で多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき 多くの地域で避難勧告や孤立集落の避難者が発生し、応急対策が必要なとき 多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき | |
| 地震災害 | 町内で震度4以上の地震により住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき | |
| 雪害 | 豪雪による被害が大規模で、広範囲にわたるとき 暴風雪・降雪による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策が必要なとき 観測地点において、24時間内の積雪深が220cmに達し、通常の除雪体制での除雪が困難な状況となったとき | |
| 大事故等 | 道路災害 | 被害が大規模なとき 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき |
| | 危険物等災害 | 被害が大規模なとき 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき |
| | 大規模火災 | 被害が大規模なとき 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき |
| | 林野火災 | 火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき |
| 冷(温)害 | 各地で冷(温)害被害が発生したとき | |

2 組織

本部の組織は、別表 月形町災害対策本部の組織 のとおりとする。

3 運営

災害対策本部の運営は、月形町災害対策本部条例（昭和37年月形町条例第17号）に定めるところによる。

4 事務分掌

本部の事務分掌は、別表 本部の事務分掌 のとおりとする。

5 設置場所

本部は、役場庁舎内に置くものとする。ただし、役場庁舎が被災した場合等、町対策本部を役場庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の次の施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

| | |
|-----|--------------|
| 第1位 | 月形町総合体育館 |
| 第2位 | 月形町多目的研修センター |

また、町の区域外へ避難が必要で、町の区域内に対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

6 廃止

町長は、災害の発生のおそれなくなったとき、若しくは災害対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

7 通知

町長は、本部を設置し、又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び町民に対し、それぞれ迅速な方法をもって通知するものとする。

8 標識

(1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標識板（別図 本部標識板）を掲げるものとする。

(2) 本部長、副本部長、対策部長、班長及び班の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じ腕章（別図 腕章）等を着用するものとする。

第4 現地対策本部

1 設置

本部長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

2 組織等

現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

3 廃止

本部長は、被災地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地対策本部を廃止する。

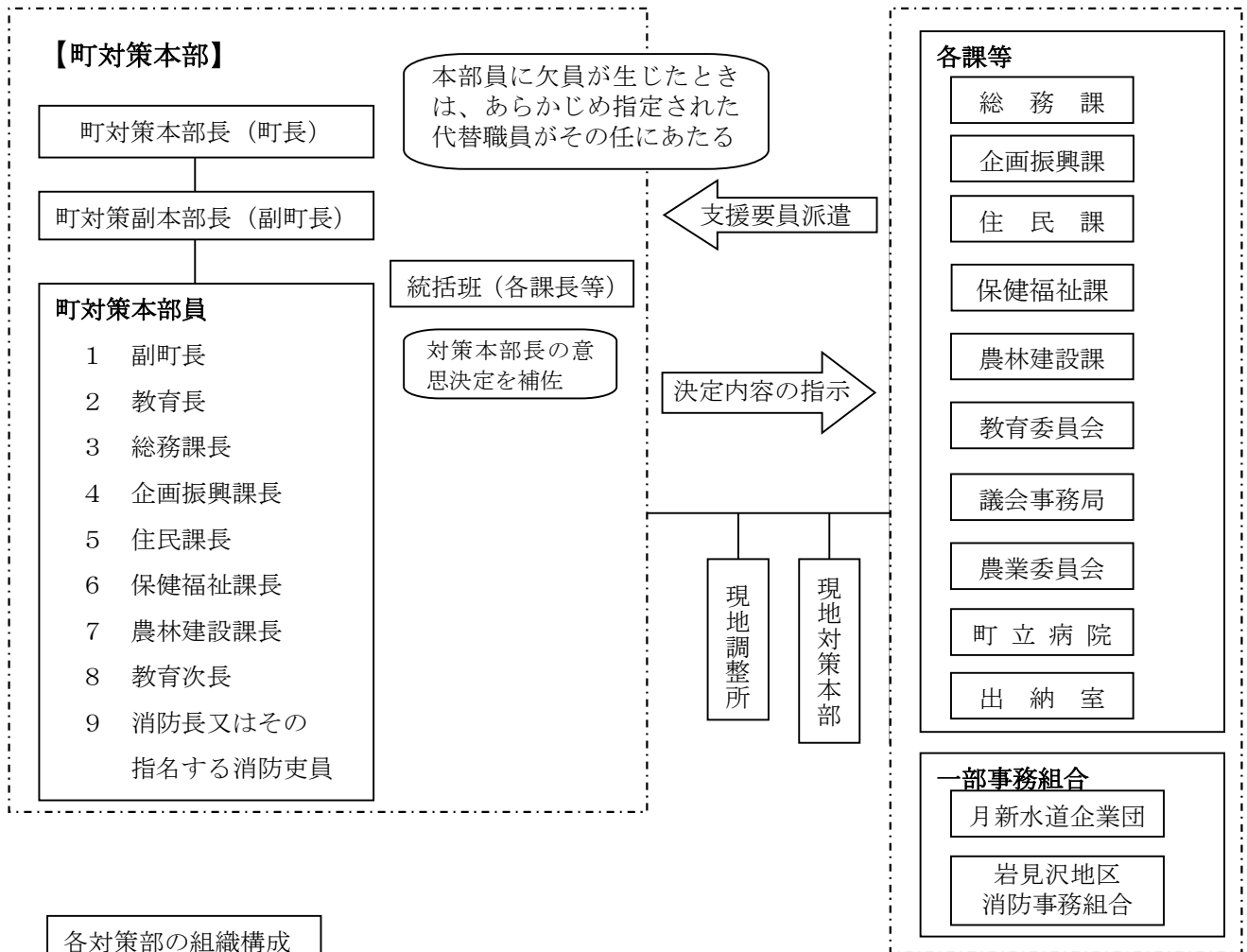
第5 民間団体との協力

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

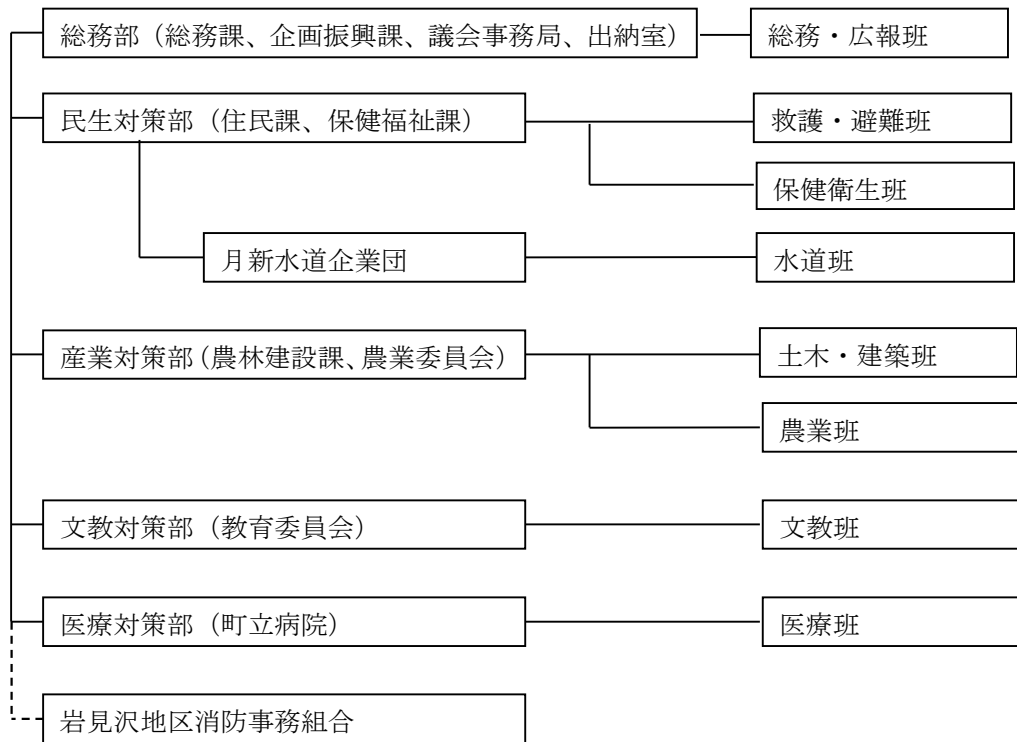
【参考】資料編4-3 月形町災害対策本部条例

4-4 月形町災害対策本部運用規程

別表 月形町災害対策本部の組織



各対策部の組織構成



別表 本部の事務分掌

第1 各部共通事項

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 住民組織の協力に関する事項 |
| 2 | 各部所管に属する災害状況の把握に関する事項 |
| 3 | 各部との連絡調整に関する事項 |
| 4 | 各部員の非常招集に関する事項 |

第2 各班共通事項

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 所管に属する被害調査、被害応急対策及び災害復旧対策に関する事項 |
| 2 | 所管に属する災害広報資料の収集及び災害写真撮影に関する事項 |
| 3 | 所属に関する災害応急対策に必要な資機材の備蓄及び点検に関する事項 |
| 4 | 各関係機関との連絡調整に関する事項 |
| 5 | 他の班に対する応援に関する事項 |

第3 総務部

| 班 | 所掌事務 |
|--------|---|
| 総務・広報班 | 1 防災会議の開催と運営に関する事項 |
| | 2 本部の設置、廃止及び会議の開催に関する事項 |
| | 3 災害初期会議の開催に関する事項 |
| | 4 災害初期出動に関する事項 |
| | 5 非常配備体制に関する事項 |
| | 6 災害対策本部の発する命令の伝達に関する事項 |
| | 7 予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等、水位情報等の受理と処理に関する事項 |
| | 8 被害状況の取りまとめに関する事項 |
| | 9 救助法の適用申請及び応急救助の実施調査に関する事項 |
| | 10 避難命令及び避難施設の設置に関する事項 |
| | 11 自衛隊の派遣要請に関する事項 |
| | 12 行政機関、団体に対する応援要請に関する事項 |
| | 13 災害関係文書及び通信の受理伝達に関する事項 |
| | 14 動員職員の出動状況の把握と健康管理に関する事項 |
| | 15 災害見舞い及び視察の対応に関する事項 |
| | 16 住民への防災気象情報の伝達及び非難施設の周知広報の実施に関する事項 |
| | 17 災害状況の公表及び報道機関の対応に関する事項 |
| | 18 災害記録（日誌、写真、ビデオ等）の作成（各班での収集記録の確認に関する事項） |
| | 19 議会議員への連絡に関する事項 |

第3章 防災組織

第4 産業対策部

| 班 | 所 掌 事 務 |
|--------|--|
| 土木・建築班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 町有施設（道路（林道含む）、河川、堤防、橋梁、排水、建物、集落排水等の災害調査及び応急対策に関する事項 2 応急、復旧資材及び車両の調達・保管並びに配分に関する事項 3 災害時における交通対策に関する事項 4 避難施設及び応急仮設住宅の建設に関する事項 5 住宅及びその他建築物の被害状況調査（危険度判定）並びにその応急対策及び復旧指導に関する事項 6 被害住宅の応急・復旧資材の調達に関する事項 7 被害住宅の復旧融資の相談、情報提供に関する事項 |
| 農業班 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設被害の調査及び応急・復旧対策に関する事項 2 農産物の調査に関する事項 3 被害農家等の調査、援護及び経営指導に関する事項 4 農業関係機関との連絡調整に関する事項 5 救農事業の選定及び実施に関する事項 6 家畜及び畜産施設被害の調査並びに応急対策に関する事項 7 農畜産物の防疫及び衛生に関する事項 8 家畜飼料の確保に関する事項 9 被災林野の病虫害等の防疫に関する事項 10 林野火災気象通報及び受理と処理に関する事項 11 林野火災発見通報及び消防との連携に関する事項 12 林野所有者及び林内業者対策に関する事項 13 商工業の被害調査及び応急対策に関する事項 14 被災商工業の振興に関する事項 15 観光施設の被害調査及び応急（避難誘導含む）・復旧対策に関する事項 |

第5 民生対策部

| 班 | 所 掌 事 務 |
|--------|--|
| 救護・避難班 | 1 救助法上の業務（救助計画・救助）の総括に関する事項 2 要配慮者の安否確認及び被災者の避難誘導に関する事項 3 応急物資及び救援物資（食糧を含む。）の調達計画並びにその輸送及び配分に関する事項 4 日本赤十字社救助活動との連絡調整に関する事項 5 民間ボランティアの対応に関する事項 6 義援金品の受付及び配分に関する事項 7 社会福祉施設の被害調査及び災害に関する事項 8 避難施設の管理及び運営に関する事項 9 地域住民との連携協力に関する事項 |
| 保健衛生班 | 1 遺体の処理に関する事項 2 死亡獣畜の処理に関する事項 3 被災地域の防疫及び清掃に関する事項 4 災害に伴う廃棄物処理に関する事項 5 保健所及び医療機関との連絡調整に関する事項 6 避難施設及び被災地域に対する巡回保健指導に関する事項 7 衛生施設の被害調査及び被害対策に関する事項 |
| 水道班 | 1 水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事項 2 災害時における搬送給水に関する事項 3 水質保全に関する事項 4 消防水利の確保及び消防事務組合との連絡調整に関する事項 |

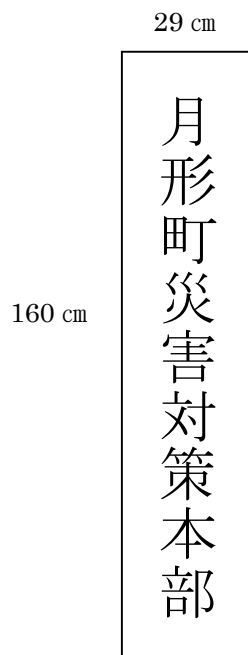
第6 医療対策部

| 班 | 所 掌 事 務 |
|-----|---|
| 医療班 | 1 医療（救急医療）及び助産に関する事項 2 医療施設の被害調査及び被災対策に関する事項 3 各医療機関の患者の避難誘導に関する事項 4 医療品及び衛生資材の確保に関する事項 5 患者の身元確認に関する事項 6 医師会等関係機関との連携に関する事項 |

第7 文教対策部

| 班 | 所 掌 事 務 |
|-----|---|
| 文教班 | 1 災害時における被災児童生徒の安全確保並びに応急教育に関する事項 2 学校、社会教育施設、社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事項 3 被災児童生徒への給食及び学用品の給与に関する事項 4 避難施設開設に伴う連携及び協力に関する事項 |

別図 本部標識板



別図 腕章（地色は青、文字は白色）

【本部長】

38 cm

10 cm

月形町災害対策本部
本部長

【副本部長】

月形町災害対策本部
副本部長

【部・次長】

月形町災害対策本部
部・次長

【班長、班員】

月形町災害対策本部

第3節 町職員の動員体制

第1 配備計画

各課長等は、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。また、地域担当職員にあっては、非常配備が成された時点で対策本部組織の支配下に入るものとする。

1 配備基準等

| 体制 | 配備の時期 | 配備・待機要員 |
|------------|--|---|
| 第1 非常配備 | 1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報発表又は災害発生が予想されるとき 2 石狩川が水防団待機水位に達したとき 3 観測地点における24時間内の積雪深が200cmに達する可能性があるとき 4 その他本部長が特に必要と認めたとき | 配備～各部長、管理職 危機管理係 待機～主査以上の職員 豪雪対応～豪雪等災害 対応マニュアル による |
| 第2 非常配備 | 1 町内において震度4以上の地震が発生したとき 2 石狩川が水防団待機水位に達し、はん濫注意水位に達することが予想される場合 3 観測地点における24時間内の積雪深が200cmを超え、通常の除雪体制が確保できなくなるおそれがあるとき 4 局地的な災害の発生が予想される場合又は発生したとき | 配備～主査以上の職員 待機～上記以外の職員 豪雪対応～豪雪等災害 対応マニュアル による |
| 第3 非常配備 | 1 特別警報（暴風、暴風雪、大雨、大雪）が発表されたとき 2 町内において震度5弱以上の地震が発生したとき 3 石狩川はん濫注意情報が発表され、避難判断水位に達することが予想されるとき 4 観測地点における24時間内の積雪深が220cmに達し、通常の除雪体制での除雪が困難な状況となったとき 5 広域にわたる災害の発生が予想される場合又災害が特に甚大であると予想される場合 6 予想されない重大な災害が発生したとき | 配備～全職員 豪雪対応～豪雪等災害 対応マニュアル による |

2 職員の配備体制

(1) 第1非常配備

ア 災害情報収集、連絡のため管理職及び防災担当職員で任務に当たる。

イ 第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。

(2) 第2非常配備

ア 災害対策本部の所要人員で任務に当たるため、災害の発生とともに直ちに応急対策を開始できる体制とする。

イ 第3非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。

(3) 第3非常配備

ア 全職員をもって災害応急活動ができる体制とする。

3 職員の緊急参集

第3章 防災組織

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、配備計画に基づき、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し配備につく。

4 休日・夜間の連絡体制の確保

日直者、夜間警備員は、次の情報を受けた場合は、直ちに総務課長に連絡するものとする。

- (1) 気象警報等の通報があった場合
- (2) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められた場合
- (3) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があった場合

【参考】資料編3-1 月形町豪雪等災害対応マニュアル

第2 職務代理

災害対策連絡会議や災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る職務に関して、それぞれの職にある者に事故あるときの職務代理は、次のとおりとする。

町対策本部長、副本部長、本部員の代替職員

| 名 称 | | 代 替 者 | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|
| | | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
| 町対策本部長 | 町 長 | 副 町 長 | 教 育 長 | 総 務 課 長 |
| 町対策副本部長 | 副 町 長 | 教 育 長 | 総 務 課 長 | 住 民 課 長 |
| 町対策本部員 | 教 育 長 | 教 育 次 長 | 学 務 係 長 | 社会教育係長 |
| | 総 務 課 長 | 総務課長補佐 | 危機管理係長 | 総 務 係 長 |
| | 企画振興課長 | 企画振興課補佐 | 企画係長 | 地域振興係長 |
| | 住 民 課 長 | 住民課長補佐 | 戸籍保険係長 | 生活環境係長 |
| | 保健福祉課長 | 保健福祉課長補佐 | 保 健 係 長 | 高齢者支援係長 |
| | 農林建設課長 | 農林建設課長補佐 | 土木管理係長 | 住宅建築係長 |
| | 消防支署長 | 警 防 係 長 | 総 務 係 長 | 予 防 係 長 |

第4節 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画

災害関係の予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達及び情報の収集、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達については、次のとおりとする。

第1 注意報、警報・特別警報の種類及び発表基準

1 気象注意報

| 種類 | 内容 | 基準 |
|-----|---|--|
| 風雪 | 雷を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雷を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 | 平均風速 10m/s 雪による視程障害を伴う |
| 強風 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 | 平均風速 12m/s |
| 大雨 | 大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。避難に備えてハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 | 表面雨量指数基準 8（浸水害） 土壌雨量指数基準 80（土砂災害） |
| 大雪 | 大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 | 12時間降雪の深さ 30cm |
| 濃霧 | 濃い霧により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 | 視程 200m |
| 雷 | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 | 落雷等により被害が予想される場合 |
| 乾燥 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 | 最小湿度30%、実効湿度60% |
| 霜 | 霜により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 | 最低気温3℃ |
| 低温 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物に著しい被害が発生したり、冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害が起こるおそれがあるときに発表される。 | 5～10月：（平均気温） 平年より5℃以上低い日が2日以上継続、 11～4月：（最低気温） 平年より8℃以上低い |
| 着雪 | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 | 気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続 |
| 融雪 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。 | 24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計 70mm以上 |
| なだれ | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 | 24時間降雪の深さ30cm以上 積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上 |
| 洪水 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えてハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 | 流域雨量指数基準 須部都川流域=13.0, 中小屋川流域=5.3、農場川流域=3.3 指定河川洪水予報による基準 石狩川下流【奈江大橋・月形】 |

2 気象警報

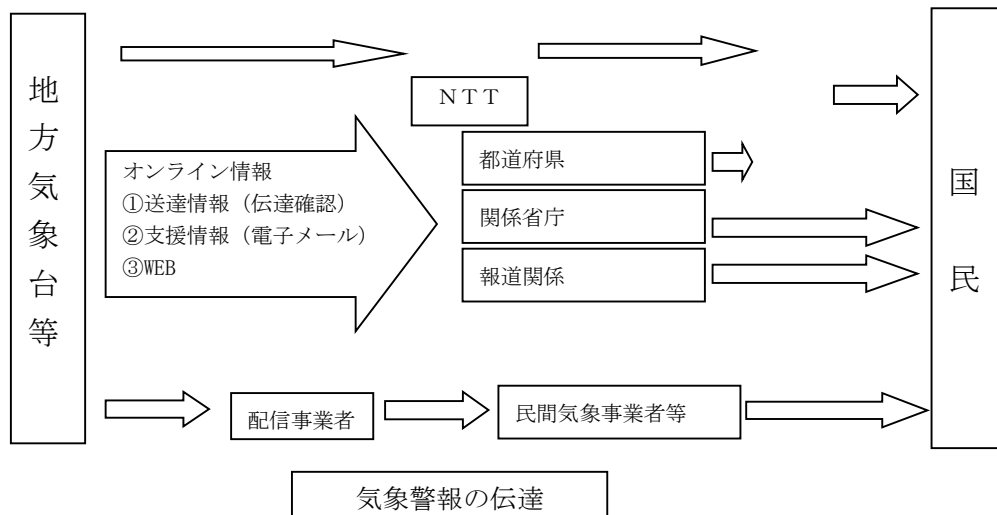
第3章 防災組織

| 種類 | 内容 | 基準 |
|-----|---|--|
| 暴風雪 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 | 平均風速 16m/s 雪による視程障害を伴う |
| 暴風 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。 | 平均風速 18m/s |
| 大雨 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあるときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 | 表面雨量指数基準 12（浸水害） 土壌雨量指数基準 136（土砂災害） |
| 洪水 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 | 流域雨量指数 須部都川流域=16.3、中小屋川流域=6.7、 農場川流域=4.2 指定河川洪水予報による基準石狩川下流（奈井江大橋・月形） |
| 大雪 | 大雪により災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 | 12時間降雪の深さ 50cm |

3 特別警報

| 種類 | 内容 | 基準 |
|-----|---|--|
| 暴風雪 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 暴風 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雨 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |
| 大雪 | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 | 数十年に一度の降水量となる大雪が予想される場合 |

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。



【参考】資料編 2-1 様式第1号 気象通報受理簿（兼通信票）

第2 指定河川洪水予報

指定河川洪水予報は、札幌開発建設部と札幌管区気象台が共同で発表する。

1 発表官署及び河川名

| 予報区域名（標題河川名） | 発表官署 | 町内が受け持ち区間に含まれる洪水予報河川名 |
|--------------|-----------------|-----------------------|
| 石狩川下流 | 札幌開発建設部、札幌管区気象台 | 石狩川、須部都川 |

2 指定河川洪水予報の種類及び発表基準並びに取るべき行動等

| 情報種類 | 発表基準 | 取るべき行動 | 警戒レベル |
|--------|---|--|----------|
| 氾濫注意情報 | はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 | 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要 | 警戒レベル2相当 |
| 氾濫警戒情報 | 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 | 自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、高齢者等の方は自ら避難を判断 | 警戒レベル3相当 |
| 氾濫危険情報 | 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 | 自治体からの避難勧告に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても自ら避難を判断 | 警戒レベル4相当 |
| 氾濫発生情報 | 氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 | 災害がすでに発生している状況、命を守るための最善の行動を取る | 警戒レベル5相当 |

第3章 防災組織

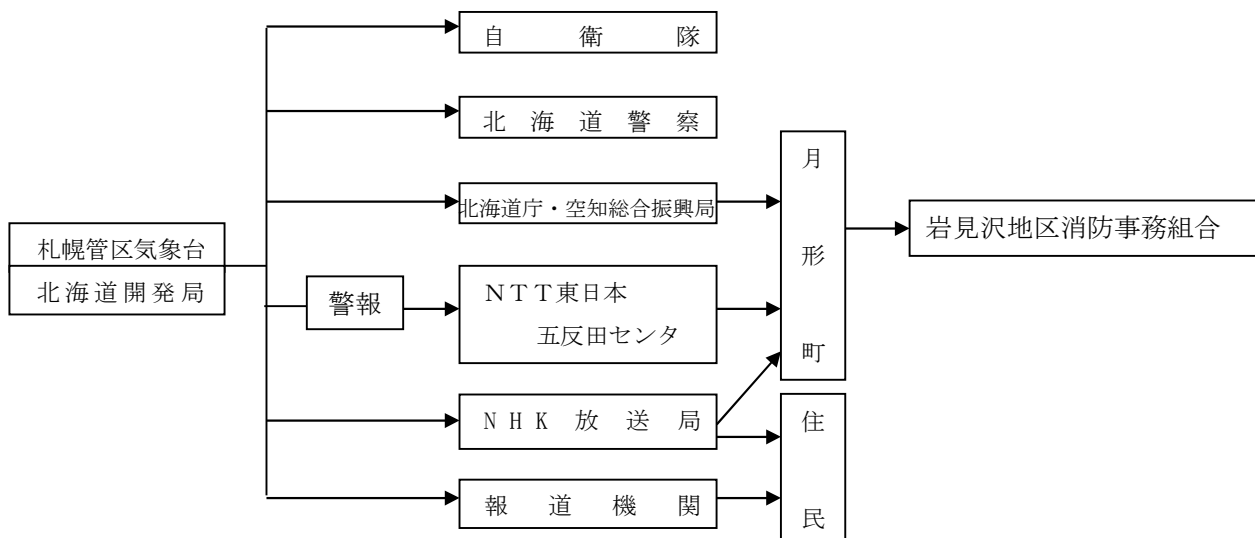
3 石狩川下流洪水予報の基準水位

第3章 防災組織

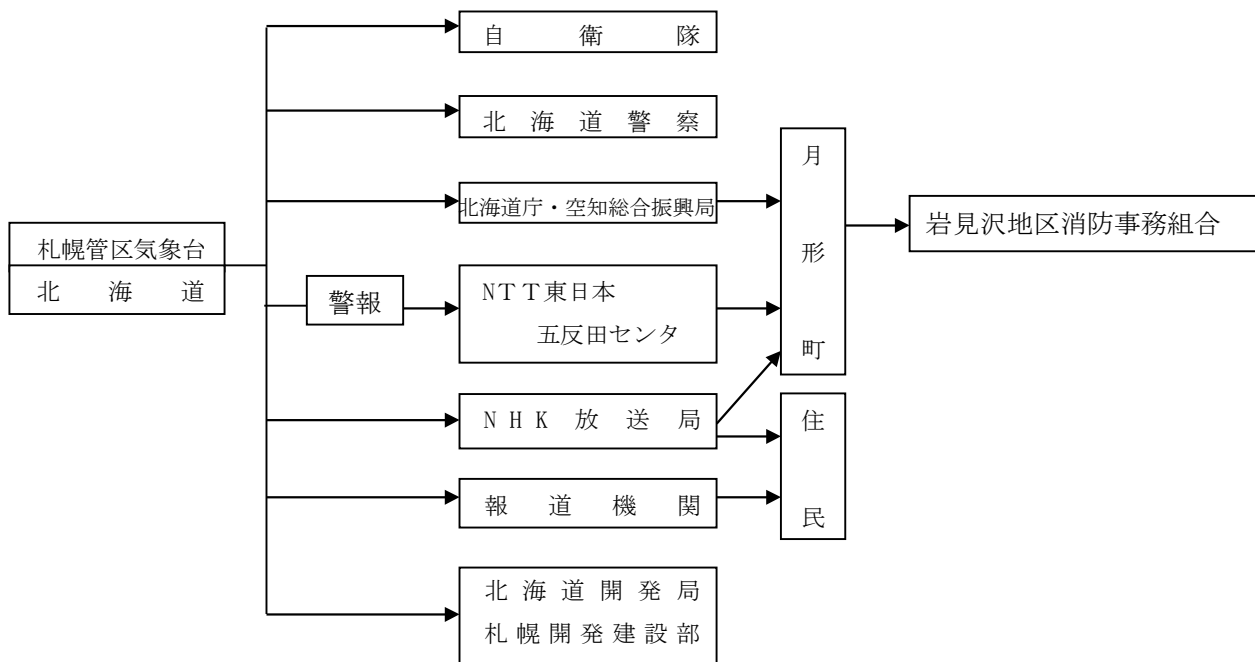
| 予報区 域名 | 河川名 | 基準地点 | 水防団待機 水位 | はん濫注意 水位 | 避難判断 水位 | はん濫危険 水位 | 計 画 高 水 位 |
|-----------|-----|-------|-------------|-------------|------------|-------------|--------------|
| 石狩川 下流 | 石狩川 | 奈井江大橋 | 14.0m | 15.8m | 19.7m | 20.0m | 20.74m |
| | | 月 形 | 10.4m | 12.3m | 15.3m | 15.6m | 15.98m |

4 伝達

- (1) 北海道開発局と札幌管区气象台が共同で発表する場合
 (水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項)



- (2) 道と札幌管区气象台が共同で発表する場合
 (水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項)



第3 水防警報 (水防法第16条)

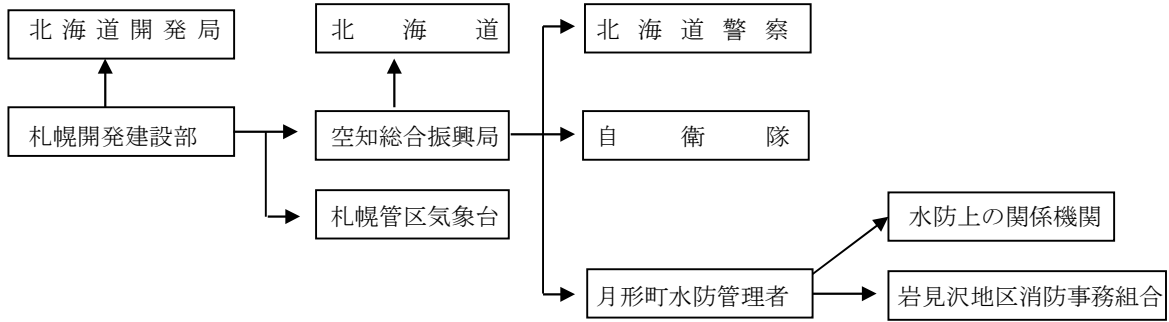
水防警報指定河川についての水防警報は北海道開発局又は道が発表し、伝達は次の系統により行う。

1 水防警報指定河川

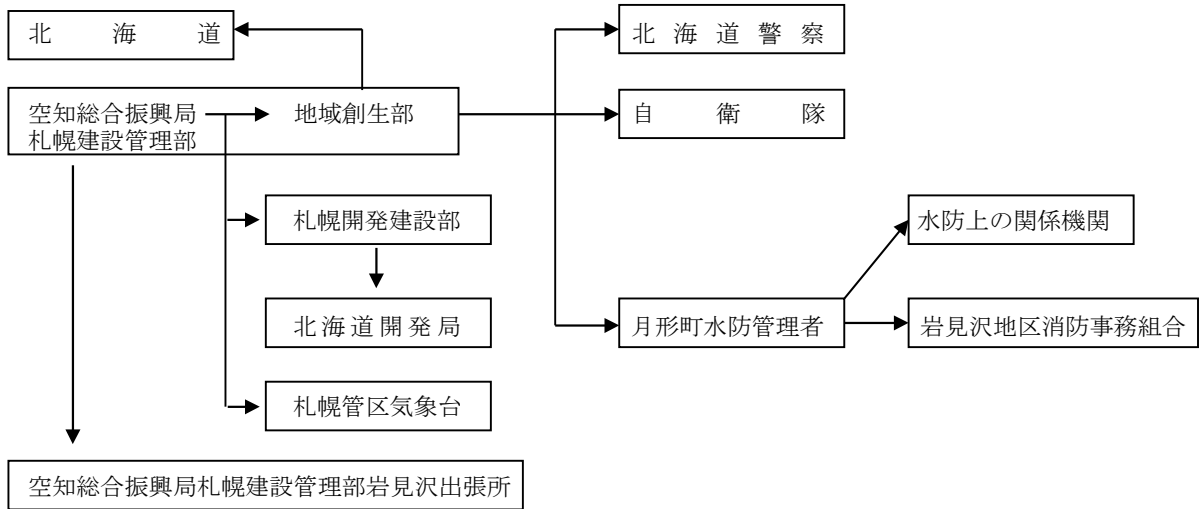
| 水系名 | 河川名 | 実施機関 |
|-----|-------|---------------|
| 石狩川 | 石狩川下流 | 北海道開発局札幌開発建設部 |

第3章 防災組織

2 北海道開発局が発表する場合



3 北海道が発表する場合



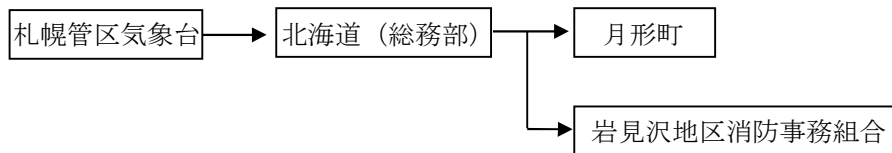
第4 火災に関するもの

1 火災気象通報

火災気象通報の発表及び通報は、消防法第22条の規定に基づくものとし、町長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



(2) 通報基準

| 発表官署 | 通報基準 |
|---------|--|
| 札幌管区気象台 | 実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速が陸上で1.2m/s以上が予想される場合。ただし、平均風速が1.2m/s以上あっても、降水（降雪を含む）の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。 |

2 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は第7章第5節「林野火災対策計画」により実施するものとする。

第5 各種情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に札幌管区気象台から発表される。

第6 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に報告しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到達するように努力しなければならない。

2 警察官の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

町長は、異常現象に関する通報を受けた場合は、次の気象官署に通報しなければならない。

| 官 署 名 | 電 話 番 号 | 住 所 |
|---------|--------------|-----------------|
| 札幌管区気象台 | 011-611-6124 | 札幌市中央区北2条西18丁目2 |

第7 要配慮者関連施設への洪水予報等の伝達

町長は浸水想定区域内の要配慮者関連施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、ファックス等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。

